

●在宅サービス（要支援又は要介護1～5に認定され、居宅で生活している方が利用できます。）

訪問・通所系サービス	訪問介護	ホームヘルパーによる介護や身の回りの世話が受けられます。
	訪問入浴介護	訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。
	訪問看護	看護婦（士）などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などによる機能訓練が受けられます。
	通所介護	デイサービスセンターなどに通って、入浴、食事、レクリエーションなどが受けられます。
	通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関などに通い、機能訓練が受けられます。
	福祉用具貸与	特殊ベッドや車椅子などの日常生活の自立を助ける用具の貸出しです。
短期入所	短期入所生活介護	介護老人福祉施設に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護	老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医学的な管理のもとに介護や機能訓練が受けられます。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。	
痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）	痴呆の状態にある高齢者が、数人で共同生活をしながら家庭的な雰囲気の中で、介護が受けられます。 <u>※要介護1～5の方が利用できます。</u>	
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどに入所している高齢者が、必要な介護を受けられます。	
福祉用具購入費	指定された福祉用具を購入した場合、限度額内で払い戻されます。	
住宅改修費	指定された住宅改修を行った場合、限度額内で払い戻しされます。	

●施設サービス（要介護1～5に認定された方が利用できます。）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所できます。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
介護療養型医療施設（療養型病床群など）	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。医療、看護、介護などが受けられます。